

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和8年1月28日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 4件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (3)年金記録の訂正請求を却下としたもの  | 0件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 0件 |

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500289号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500091号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を21万5,000円に訂正することが必要である。  
平成15年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主が請求者に係る平成15年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年12月  
③ 平成17年6月  
④ 平成17年12月

日本年金機構からの案内により、賞与の記録を調べたところ、請求期間①及び②はA社、請求期間③及び④はB社において支払われた厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

しかし、請求期間①については、賞与に係る明細書により、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、請求期間②、③及び④については、賞与に係る明細書を保管していないが、当時は年に2回賞与が支給されていたことから、調査の上、当該各期間の賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書、平成15年分給与所得の源泉徴収票、平成16年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額から、21万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、賞与支払月の末日とし、平成15年12月31日とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②、③及び④について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるが、B社は、請求者の当該各期間における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間②、③及び④における住所地であるC市は、当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は文書保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間②、③及び④に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②はA社、請求期間③及び④はB社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500319号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500093号

## 第1 結論

請求者のA社(平成17年以降は、B社)における平成15年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を17万9,000円、平成16年9月の賞与支払年月日を同年9月30日とし、標準賞与額を4万8,000円、同年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を26万1,000円、平成17年6月の賞与支払年月日を同年6月30日とし、標準賞与額を15万3,000円及び同年9月の賞与支払年月日を同年9月30日とし、標準賞与額を29万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日、平成16年9月30日、同年12月31日、平成17年6月30日及び同年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日、平成16年9月30日、同年12月31日、平成17年6月30日及び同年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年9月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年6月  
⑤ 平成17年9月

日本年金機構からの案内により、賞与の記録を調べたところ、請求期間①、②及び③はA社、請求期間④及び⑤はB社において支払われた厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

請求期間①、②、③、④及び⑤については、賞与に係る明細書により、当該各期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、当該各期間の賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②、③、④及び⑤について、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書、平成15年分から平成17年分までの給与所得の源泉徴収票並びに平成16年度及び平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、請求期間①、②及び③についてはA社から、請求期間④及び⑤についてはB社から、それぞれ賞与の支払を受け、当該各期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①、②、③、④及び⑤の標準賞

与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は17万9,000円、請求期間②は4万8,000円、請求期間③は26万1,000円、請求期間④は15万3,000円及び請求期間⑤は29万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①、②、③、④及び⑤の賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、各賞与支払月の末日とし、請求期間①は平成15年12月31日、請求期間②は平成16年9月30日、請求期間③は同年12月31日、請求期間④は平成17年6月30日、請求期間⑤は同年9月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該各期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500365号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500092号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年8月16日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年8月から令和元年8月までの各月の標準報酬月額については、別表のとおりとする。

平成24年8月から令和元年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月から令和元年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年8月16日から令和元年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、給与明細表に記載の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い額となっているので、請求期間に係る標準報酬月額を、給与明細表に記載の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者及びA社から提出された給与明細表により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明と回答しているが、日本年金機構から提出された請求者のA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、平成27年7月の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届並びに平成28年9月及び平成30年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載の報酬月額は、いずれもオンライン記録において

当該各届書に対応する期間の標準報酬月額と符合している上、前述の給与明細表において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細表により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表【厚生年金特例法による訂正】

| 訂正期間               | 標準報酬月額 |      |
|--------------------|--------|------|
|                    | 訂正前    | 訂正後  |
| 平成24年8月から平成25年8月まで | 18万円   | 20万円 |
| 平成25年9月から平成26年8月まで | 18万円   | 22万円 |
| 平成26年9月から平成27年6月まで | 18万円   | 24万円 |
| 平成27年7月及び同年8月      | 20万円   | 24万円 |
| 平成27年9月から平成29年8月まで | 20万円   | 26万円 |
| 平成29年9月から平成30年8月まで | 20万円   | 28万円 |
| 平成30年9月から令和元年8月まで  | 22万円   | 28万円 |

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500371号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500094号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を27万4,000円に訂正することが必要である。  
平成16年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主が請求者に係る平成16年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :  
2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

請求期間①及び②においては、賞与が現金で支給されており、請求期間②は、賞与に係る明細書により、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、請求期間①及び②の賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、請求者から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、27万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②の賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、賞与支払月の末日とし、平成16年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおり

の厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるが、B社は、請求者の当該期間における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①における住所地であるC市は、当該期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500364号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500095号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年12月

A社の元同僚からの連絡と、日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、同社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

A社においては、請求期間①及び②に賞与が支給されていたことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間①及び②における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地であるC市は、当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする金融機関に対し、請求者の預金口座に係る取引記録について照会を行ったが、当該金融機関は、請求期間①及び②に係る取引記録については調査可能な期間を超えていることから回答不能である旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。